

なかじま訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団 啓明会（以下「事業者」という。）が開設する、なかじま訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市区町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なかじま訪問看護ステーション
- (2) 所在地 埼玉県戸田市下戸田2丁目9番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮監督を行う。また、自らも事業の実施に当たる。
- (2) 看護職員等
看護師、准看護師又は保健師 : 3名以上
看護師等（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し介護保険負担割合証、又は健康保険証に記載の割合に応じた額とする。但し、介護保険の支給限度額を超えた額は、全額利用者の自己負担とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル毎に 500円(税抜)

3 死後の処置料は、10,000円(税抜)とする。

4 前第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情の内容等について記録し当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守る為組織的に対応する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、戸田市、蕨市、川口市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症及び非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に年1回以上実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

4 非常災害に備え、地域の関係機関との連携に努めるものとする。

5 大規模災害時の指定訪問看護の継続可否について、感染症の発生や大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や交通災害(道路の破損、工事等)が発生した場合、職員が不足し通常運営が出来ず、指定訪問看護を縮小又は一時中止する場合も想定し、有事の際の対応として当該業務継続計画(BCP)に従って必要な措置を講ずる。

第15条 衛生管理等

事業所の管理者は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の管理者は、看護師等が感染源となることを予防し、又看護師等を感染の危険から守るため、当該事業所の設備、個人防護具等の備品等について、衛生的な管理と備蓄に努める。

第16条 感染症の予防、及びまん延の防止に関する事項

事業所は、感染症の予防、及びまん延の防止のために次の各号に掲げる措置を講じる。

2 感染症の予防、及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底する。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 看護師等に対し、感染症の予防、及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に年1回以上実施する。

5 感染症発生時には、すみやかに関係各機関等に報告し、対応を協議するとともに市町村担当部局、及び管轄

の保健所へ報告する。

第17条 掲示

事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他利用申込み者の指定訪問看護の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
また、重要事項は原則としてウェブサイトに掲載・公表する。

第18条 その他運営についての留意事項

事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団啓明会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、看護職員等の就業環境が害されることがないように、職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明示し、その対策を講じるとともに看護職員等へ周知・啓発を行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。